

役員等の実費弁償に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬および実費弁償に関する事項を定める。

（定 義）

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、顧問及び評議員をいう。

（実費弁償）

第3条 役員等が、理事会及び評議員会の出席以外で法人運営のために、役務の提供を行った場合は、実費を弁償する。但し、役員等の居住地が阪南市以外の場合においては、理事会及び評議員会に出席する場合についても、交通費に限り実費を弁償する。

2 実費弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費及び日当、宿泊費を支給する。

3 役員等については、私有車の使用を認める。この場合、燃料代相当額を支給することができる。

（適用除外）

第4条 本会の職員を兼務する役員等について、職員としての職務を遂行する場合においては、この規程を適用しない。

（改 正）

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。